

平成18年9月1日
金 融 庁

足利銀行の受皿の検討について

足利銀行については、栃木県を中心とする地域において同行が果たしている金融機能の維持が地域の信用秩序の維持のために必要不可欠であること等を総合的に勘案し、平成15年11月29日、預金保険法第102条の規定に基づき、金融危機対応会議の議を経て、第3号措置（一時国有化）を講じた。

足利銀行は、その後、新たに選任された経営陣の下で16年度から18年度の3か年を対象とする「経営に関する計画」を策定し、企業価値の向上を目指して、同計画に沿って、抜本的な経営改革、地域金融の円滑化、中小企業等の再生に向けた取組みなど様々な施策を進めている。

金融庁は、足利銀行に第3号措置を適用した趣旨に鑑み、同行については、栃木県を中心とする地域において金融仲介機能を持続可能な形で発揮できるよう、適切な経営管理体制（ガバナンス）を確立し、財務の健全性と収益性を確保することが重要であるとの認識の下、同行の取組みをフォローアップしてきたところである。

こうした中、本年5月24日、足利銀行から18年3月期における「経営に関する計画の履行状況」の報告が提出された。

金融庁は、この報告等を基に、経営に関する計画の最終年度である18年度の見通しも視野に入れつつ、足利銀行のこれまでの取組み状況について検証作業を進めてきたところ、検証結果は別紙のとおりであり、同行の取組みについては、着実にその成果をあげていると認められた。

このため、金融庁は、引き続き足利銀行の取組みをフォローアップするとともに、下記の方針に基づいて、同行の受皿について具体的な検討を開始することとした。

1. 受皿の検討に当たっての基本的な視点

足利銀行の受皿については、以下の点を基本的な視点として検討を行う。

① 金融機関としての持続可能性（サステナビリティ）

地域の中核的な金融機関として、適切な経営管理体制（ガバナンス）を確立し、財務の健全性とそれを維持できる収益性を確保することによって、金融仲介機能を持続可能な形で発揮できること。

② 地域における金融仲介機能の発揮

栃木県を中心とする地域において、利用者の信頼を確立し、中小企業金融の円滑化に積極的に取り組むとともに、それを通じて地域の再生・活性化に持続的に貢献できること。

③ 公的負担の極小化

受皿への移行に際して預金保険機構による資金援助（金銭贈与）が実施されることとなるが、足利銀行の将来にわたる企業価値が適正に評価されることにより、全体としての公的負担をできる限り少なくできること。

2. 受皿選定作業の進め方

受皿選定作業については、概ね以下のような手順により進めていく。

(1) 第1段階

受皿に求める基本的な条件を提示して受皿候補先を募り（公募要領を公表）、事業計画の提出を求める候補先を選定。

(2) 第2段階

第1段階で選定した候補先に対し、足利銀行の受皿移行後の事業計画を提出するよう要請。その内容を審査して、譲受条件等の提出を求める候補先を絞り込む。

(3) 第3段階

第2段階で絞り込んだ候補先に対し、足利銀行の企業価値を適正に評価したうえで譲受条件及び必要な修正を加えた事業計画を提出するよう要請。それらの内容を審査して、最終的に受皿を決定。

(注) 上記の手順については、状況に応じて変更することもあり得る。

- (4) なお、受皿の決定後は、受皿への移行に係る契約の締結・機関決定、銀行法に基づく認可等の取得、預金保険法に基づく資金援助に係る手続等が進められることとなる。

3. 足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ

上記の受皿選定作業の過程において、外部の有識者が専門的立場からアドバイスする場として、並びに、地域の意見のヒアリングを行う場として、「足利銀行の受皿選定に関するワーキンググループ」（金融庁長官の懇談会）を開催する。

委員は以下の5名であり、預金保険機構がオブザーバーとして出席する。

| | | |
|----|-------|--|
| 座長 | 村本 孜 | 成城大学社会イノベーション学部 学部長 |
| 委員 | 岩原 紳作 | 東京大学大学院法学政治学研究科 教授 |
| | 島崎 憲明 | 日本経済団体連合会資本市場部会長 (住友商事(株) 代表取締役副社長執行役員) |
| | 友永 道子 | 日本公認会計士協会 常務理事 |
| | 松嶋 英機 | 西村ときわ法律事務所 弁護士 |